第87号
昭和39年(1964)
3月10日 発行

発行人 栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちあ

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(2月末日現在)

世帯数	7587
男	17,912人
女	19,319人
計	37,231人

広報ごよみ
▷所得税の確定申告　(16日)
▷市県民税・事業税の申告期限　(21日)
▷国土緑化運動強調期間　(3月1日～5月31日)
▷電気記念日　(25日)
▷卒業期にあるこどもの指導　(3月中)

春の火災予防運動週間
……四月一日から七日まで……

子どもの火遊びに注意を

四月一日から一週間、県下いっせいに「春の火災予防運動」が実施されます。

とかく春先は各地に火災が多いようです。この時期は、裏日本の特殊現象である異常乾燥(フエン現象)つまり気象条件が火災の発生しやすい状態となるからであります。

また、そのうえ長い間の積雪や寒さから開放されるため注意力が欠けやすいことも原因であろうかと思います。

火災の予防はまずち小さな注意からゞ大きな火災もそのはじめは小さな火からです。

とくにタバコの原因火災が全国火災統計からみると毎年上位になつております。

火災のほとんどが人災、つまり人の不注意からであり、わずかの火気とあなどらず、また人まかせにせず、火気使用後の点検には細心の注意が必要です。

火災予防には、まず次のことに注意しましょう。

◎タバコの吸いがらの仕末をよくすること。

◎山火事は主にたき火、タバコの不始末からおこります。残り火は穴を掘つて埋めるか、または水をかけて消しましょう。

◎子供の火遊びの防止。

冬からの開放感も手伝つて子供の火遊びによる火災が毎年ありますから、子供の遊びにも注意してください。なおことしになつて子供の火遊びで住家が二棟全焼しております。

◎くん炭焼に注意を。

農家では、これからくん炭焼をされますが、殊にワラ灰モミガラ灰などは長いときは一週間も火気が残つていると いわれますから、取灰はまず金属製の容器に入れ充分注意をされるときは、まず消火の準備をし、異常乾燥のときや風の強い日にはやかないでください。

◎危険物の取扱いは慎重に。

今日では危険物(ガソリン石油類)などの消費量が多くこれらが原因する火災も多くありますから取扱いには充分注意してください。

◎山火事は、この運動期間中に全家庭と事業所の事故による遺族等の生活を保障する年金制度です。

満二十才に達したかたで、勤先で厚生年金保険や職場の共済組合に加入していないかたは、すべて国民年金に加入することが義務づけられております。

この国民年金の加入は、満二十才に達したときから二十日以内に住所地の市町村役場に国民年金の加入届出(被保険者資格取得届)をしなければならないことになつています。まだ届出をされないかたは今からでも遅くありませんからすぐ届けてください。

(厚生課)

成人の皆さんへ

国民年金の加入届をお忘れなく

二十才になると法律上一人前の扱いをうけ、政治に参与する選挙権も与えられ名実ともに社会人となります。

一人前の社会人であることは申すまでもありませんが、その一つとして二十才になると国民年金に加入するということがあります。この国民年金は、すでにご承知のように恩給ともいえる老後の年金であると同時に、不慮の事故による遺族等の生活を保障する年金制度です。

満二十才に達したかたで、勤先で厚生年金保険や職場の共済組合に加入していないかたは、すべて国民年金に加入することが義務づけられております。

この国民年金の加入は、満二十才に達したときから二十日以内に住所地の市町村役場に国民年金の加入届出(被保険者資格取得届)をしなければならないことになつています。まだ届出をされないかたは今からでも遅くありませんからすぐ届けてください。

(厚生課)

住所が変ったら必ず届出を

皆さんのご協力を願います

住所を変更した場合(転出ぜひご協力をお願いします。

転入(転居等)または本人十四日以内に届出しなければならないことに必ず届けるようにいたしましょう。

なお区域内に住所を変更したときは、市からいろいろな連絡やら調査をお願いしておりますので転入転出届出の場合は、その旨の連絡をするう望みます。住所を変更されたかたは、必ず連絡がないといろいろな文書や連絡ができないことがありますから、ぜひご協力をお願いします。

耕うん機に新車両番号交付

◎いままで軽自動車税の課税対象となる農耕作業用自動車(耕うん機)は、道路を運行する場合には、陸運事務所への自動車損害賠償責任保険(損害保険)加入の証を提示して「車両番号標」および「届出済証」の交付を受けなければなりませんでした。また、損害保険に加入していなくても軽自動車税の課税対象となるものについては直接市へ申告していただいておりました。

このような申告(届出)があつた場合には「課税標識」(黄色のバンド式に取りつけるもの)を交付しておりましたが、昨年十月十五日から、この課税標識と引き換えに、新しく車両番号標を交付することとなり、耕うん機に関する所有、廃車、移動等の申告は市役所に提出することとなりました。

◎耕うん機は、車両番号標の交付を受けても、損害保険に加入していなければ道路を運行することはできません。

◎陸運事務所から交付する「届出済証」については、自動車損害賠償責任保険(損害保険)加入の証を提示して「車両番号標」交付の際に回収されます。

◎軽自動車税の課税対象となる耕うん機。

交通事故をなくそう
街頭診断にご協力を

春は、陰気なくらから開放され、交通事故の多い季節です。

春は、陰気なくらから開放され手をあげて横断する。

四、横断歩道直前の一時停止の励行。

五、自転車乗りの左側端一列進行(並進しない)右左折の手信号の励行。

六、道路、雁木(がんぎ)通りに商品その他の物を出さない。

七、無免許、飲酒運転、スピード違反は絶対にしない。

警察署では、この期間、関係機関、団体等の協力を得て、できうる限り街頭に出て指導を行い事故防止に努めることにしています。

なお、道路環境を良くするために、街頭診断を行ないますから協力を願います。

ナダレの時期登下校に注意

ことしも乳児検診、三才児検診、くる病検診、小児まひ生ワクチン投与が実施されますナダレが発生しやすい時期になりました。ナダレが発生すると家を押しつぶしたり、道路を埋めたりしますから必ずときには尊い命まで奪われます。ナダレによるわざわいを避るため次のことに注意しましょう。

▲どんな場所におきるか。

・傾斜度が三十度から五十度位の斜面。また、雪がザラメのようになつてくると十五度ぐらいでも発生する。

・地肌に立木などデコボコがなく、のつぺりした斜面。

・雪庇(せつぴ)のできているところ。

▲一度ナダレのあつた場所。

▲どんな気象状況のときにおきるか。

・温度が高く、曇つた日や、暖かい風が吹いている日。

・雨が降ったり、雨が降りそうな場合。

▲事故防止のために。

・ラジオ、テレビなど気象情報を知ること。

・学校の登下校時のナダレの一番危険な時間です。学童に危険個所は通らせず、また回通もひんぱんとなり、交通事故の赤信号の季節であります。

また、近く新潟県が開催される関係で、県では三月一日から国体の終了する八月四日まで「交通安全宣言」を実施することになりました。

警察署では、この運動を推進するために次のことがらについて皆さんのご協力を望んでいます。

一、道路交通環境の改善。

二、歩行者の右側通行、車の直前直後から道路を横断しないこと。

三、右、左の交通を確めてから横断すること。

四、雪庇(せつぴ)の下を通らないこと。

五、ナダレ、雨水、ガスの発生する場所を通らないこと。

(実践目標)

乳児検診を実施
必ず受けましょう!!

該当者には通知がゆきますから、指定された日時、場所にぜひお出でください。

あなたのお子さまの成育状態が分からないことがありますから、お母さんから連れてきてください。

▽母子手帳を利用されているかたがほとんどありませんが、これらの手帳に母子供さんの発育過程を詳しく記入するようになっておりますからことしからぜひ利用してください。

▽乳幼児の虫歯の予防について、これは昨年の三才児検診のとき三浦歯科医さんからいただいたもので、次の点に注意してください。

①乳幼児の口の中をきれいにすること。歯をみがいたり、うがいをさせたり、いつも口の中を清潔に。

②糖分を多くとらぬよう注意する。とくにねる前には甘い食べ物を与えぬこと。

③早いうちになおすこと。

④定期的に検診を受けた方がよい。

▽三才児をおもちのかたはできるだけお母さまがおつれになってください。昨年の例をみますと、小学生につれられてきたり、また一人できたりして、だいじなお子さんの発育状態が分からないことがありますからお母さんから連れてきてください。

▽母子手帳を利用されているかたがほとんどありませんが、これらの手帳に母子供さんの発育過程を詳しく記入するようになっておりますからことしからぜひ利用してください。

▽乳幼児の虫歯の予防について、これは昨年の三才児検診のとき三浦歯科医さんからいただいたもので、次の点に注意してください。

①乳幼児の口の中をきれいにすること。歯をみがいたり、うがいをさせたり、いつも口の中を清潔に。

②糖分を多くとらぬよう注意する。とくにねる前には甘い食べ物を与えぬこと。

③早いうちになおすこと。

④定期的に検診を受けた方がよい。

▽三才児検診　38年3月1日～38年9月30日までに生れた者

▽乳児検診　38年9月30日～35年9月30日までに生れた者

▽三才児検診　35年4月2日～35年9月30日までに生れた者。

▽くる病検診　37年2月1日～39年1月31日までに生れた者。

▽生ワクチン投与　36年12月1日～38年11月30日までに生れた者。

お母さまがたへ

たいせつな時期ですから必ず検診を受けましょう。

◎該当者

新潟県選手権大会
1964 第23回新潟陸上競技大会

援護法一部改正
遺族給与金の緩和など

戦傷病者戦没者遺族等援護法が一部改正され、十月一日から施行になりましたが、その主な改正点は次のとおりです。なお、該当されると思われるかたは市厚生課にご相談ください。

①遺族給与金の支給条件の緩和。

準軍属の父母に対する遺族給与金の条件を軍人軍属の父母に対する遺族年金の支給要件と同じにしたこと。

③遺族給与金の年金化。

今まで遺族給与金の支給期間が五年間であつたのが、無期の年金に改められました。

④戦時災害の復旧。

準軍属の公務傷病の要件であつた戦時災害を廃し、軍人軍属の場合と同じにした。

④満鉄等特殊職員の軍属扱い。

事実上軍と同じ勤務に従事した間に公務上負傷または死亡した満鉄職員等軍属としその者またはその遺族に障害年金または障害一時金および遺族年金、弔慰金を支給することになりました。

⑤内地有給軍属の処遇改善。

戦地や内区域に勤務した有給軍属のうち共済組合年金を受けていない者に障害年金または遺族年金を支給することになりました。

⑥弔慰金の支給緩和。

勤務に関連する傷病により昭和十六年十二月八日以後死亡した軍人軍属の遺族に支給される特別弔慰金について遡り戦後の制限期間を二年(結核等六年)に緩和しました。

公民館だより

新生活運動の一端 訪問集会着々実る

半蔵金地区新生活運動推進協議会では、去る二月十五日から二月十九日まで(五日間)長期にわたり、全部落を対象とし、新生活運動の一端としての訪問集会を開いた。

主として、地域課題、生活課題であり、特に諸集会の時間を守るにはどうしたらよいか、村の休日と農休日についてどうしたらよいか、また、季節保育所の設置問題についてどうしたらよいか、さらに出稼等の問題をとりあげ、新しい時代に即応した、生活態度を身につけ、明るい、たのしい毎日の生活が営まれることを念願して、地域住民が一丸となつて活発に話し合い、特に調査としては、農村社会が急激に変り、日毎に青年は農村より姿を消し、世帯主まで都市へ工場へ、働きにでている現状を半蔵金地区全域を対象としての調査結果が次のごとくまとめられた。

◎調査対象人口　一九三名

通年出稼者　十七名

季節出稼者　一七六名

これらの内訳をみると、世帯主が七〇名で三八名、長男が七六名で四四名、その他の男子五名で七名、女が三二名で十一名という現状であるまた年令別にみると、三十才から三九才までが、最ども多くて三八名、二十才から二九才が三一名と三〇才から四〇才代が多く出ていることはみのがせない。また、四〇才から四九才が二一名、十九才以抱かせるが、先に行われた冬季大会の成功ともども今や本番春季大会への明るい希望が全県をおおつて居る。当市に於ても大島慶子、佐藤磊弥両選手が融雪を待たず既に猛練習に入つて居り、これを声援しようとする後援会も市挙げての団結を以つて実り、愈愈"時迫れり"の感がみなぎつてきた。そして施設や交通面に於て惜しくも非開催地に甘んじた栃尾の国体ムードの盛上り麓を吹きとばすようになつた。チームは輝しい伝統をもち今大会でも優勝候補と、中央で活躍する学生選手を加えた一般女子全新潟で、三月末約五日間栃尾中学校体育館で練習に励む。これは最近とみに活躍しつゝある栃尾籠球協会と栃尾市公民館とが結足し、栃尾市教育委員会、栃尾市体育協会、教育研究協議会等の共賛を得て誘致したもので、聖炎旗通過と並びゝ栃尾の国体ゝを合言葉に、スポーツ振興、健民育成の推進運動としての成果が期待されている。尚、主管団体に於ては現在十数名の実行委員が着々と受入態勢を整えて居り、当市体協会長稲田正三氏(県知事委嘱の国体実行委員)を中心とした歓迎本部結成の声も起り、これらの主催になる合同激励見学会や交歓試合も計画されて居り、四万市民の心からの歓迎と声援とが望まれる。

【訪問集会話し合いの一コマ】

社会福祉に寄付

栃尾地区五十才会のかたが六千九百円

みんなで歓迎しよう 国体籠球チーム 栃尾で強化合宿

待望の新潟国体とオリンピックを迎える今年は、すべてのスポーツを愛する人々にとつて限りない期待と歓びとを抱かせるが、先に行われた冬季大会の成功ともども今や本番春季大会への明るい希望が全県をおおつて居る。当市に於ても大島慶子、佐藤磊弥両選手が融雪を待たず既に猛練習に入つて居り、これを声援しようとする後援会も市挙げての団結を以つて実り、愈愈"時迫れり"の感がみなぎつてきた。そして施設や交通面に於て惜しくも非開催地に甘んじた栃尾の国体ムードの盛上り麓を吹きとばすようになつた。チームは輝しい伝統をもち今大会でも優勝候補と、中央で活躍する学生選手を加えた一般女子全新潟で、三月末約五日間栃尾中学校体育館で練習に励む。これは最近とみに活躍しつゝある栃尾籠球協会と栃尾市公民館とが結足し、栃尾市教育委員会、栃尾市体育協会、教育研究協議会等の共賛を得て誘致したもので、聖炎旗通過と並びゝ栃尾の国体ゝを合言葉に、スポーツ振興、健民育成の推進運動としての成果が期待されている。尚、主管団体に於ては現在十数名の実行委員が着々と受入態勢を整えて居り、当市体協会長稲田正三氏(県知事委嘱の国体実行委員)を中心とした歓迎本部結成の声も起り、これらの主催になる合同激励見学会や交歓試合も計画されて居り、四万市民の心からの歓迎と声援とが望まれる。

第87号 (昭和32年2月20日第三種郵便物認可)　広報とちお　昭和39年3月10日発行(2)

昭和38年12月31日現在 財政事情

栃尾市告示第3号

栃尾市「財政事情」の作成及び公表に関する条例に基き、昭和38年7月1日から同年12月31日までにおける本市の財政事情が公表されましたのでそのあらましをお知らせいたします

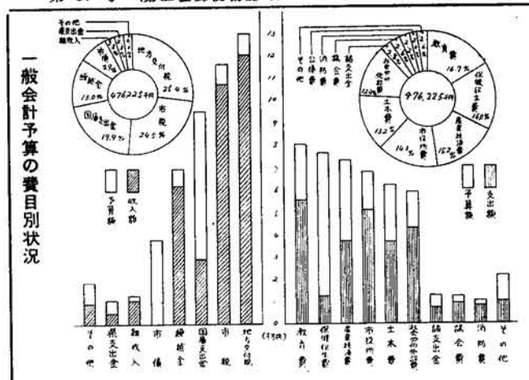

市税の徴収状況

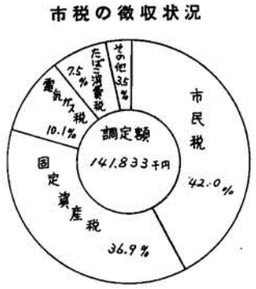

市債の借入状況

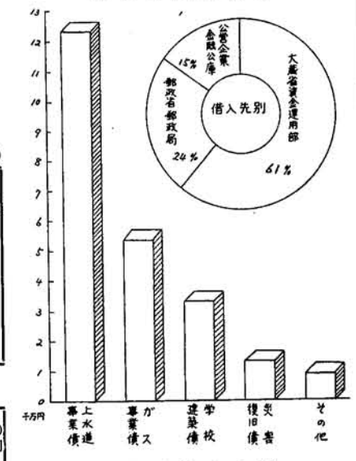

市有財産の状況

(総額 207,398千円)

建物	土地	財産総見積額
48.5%	28.0%	23.7%

一般会計予算の概要

(歳入)　(単位千円)

費目	12月末現在予算額	収入額	収入割合
市税	116,882	107,648	92.1%
地方交付税	121,000	129,864	107.3
公営企業及び財産収入	214	29	13.6
分担金及び負担金	7,589	2,940	38.7
使用料及び手数料	6,040	5,071	84.0
国庫支出金	94,729	28,827	30.4
県支出金	11,930	5,412	45.4
寄附金	5,475	1,671	30.5
繰越収入	61,699	69,759	113.1
雑収入	13,147	10,692	81.3
市債	37,520	0	0.0
計	476,225	361,913	76.0

(歳出)　(単位千円)

費目	12月末現在予算額	支出額	支出割合
議会費	12,275	9,280	75.6%
市役所費	68,254	51,372	75.3
消防費	10,429	8,230	78.9
土木費	62,865	36,533	58.1
教育費	79,659	56,287	70.7
農業費	76,082	12,277	16.1
産業経済費	72,511	36,811	50.8
衛生費	8,140	2,578	31.7
諸支出金	285	137	48.1
公債費	9,824	1,668	59.1
予備費	9,259	5,406	58.4
繰越金	13,485	6,985	51.8
予備費	1,000	0	0.0
計	476,225	270,779	56.9

市税の徴収状況　(単位千円)

税目	調定額	収入額	収納率
市民税	59,597	40,852	68.5%
固定資産税	52,337	37,923	72.5
軽自動車税	2,752	2,647	96.2
たばこ消費税	10,565	10,565	100.0
電気ガス税	14,339	14,339	100.0
鉱産税	6	6	100.0
入湯税	52	51	98.1
都市計画税	13	13	100.0
旧法による税	1,688	1,232	73.0
計	484	20	4.1
	141,833	107,648	75.9

市民負担の状況

税目	調定額	人口一人当り(人口37,309)	一世帯当り(世帯7,591)
	千円	円	円
市民税	56,629	1,518	7,460
(イ)個人税	48,260	1,294	6,358
産業税	[illegible]	[illegible]	1,102
固定資産税	49,622	1,330	6,537
軽自動車税	2,677	72	353
たばこ消費税	10,565	283	1,392
電気ガス税	14,339	384	1,889
鉱産税	6	[illegible]	1
入湯税	51	1	7
都市計画税	13	0	2
旧法による税	1,646	44	217
計	135,548	3,633	17,856